

議案第40号

目黒区介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年6月18日

提出者 目黒区長 青木英二

目黒区介護保険条例の一部を改正する条例

目黒区介護保険条例（平成12年3月目黒区条例第15号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号ア(ア)中「第22条の2第3項第2号」を「第22条の2第4項第2号」に改める。

付 則

この条例は、平成30年8月1日から施行する。

(説明) 介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第56号）が施行されることに伴い、規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資料

目黒区介護保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(_____は、改正点)

改 正 案	現 行 条 例
<p>(保険料率)</p> <p>第10条 1の年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する者 37, 440円（基準額（介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項に規定する基準額をいう。以下同じ。）に100分の50を乗じて得た額）</p> <p>ア 老齢福祉年金（令第22条の2の2第7項に規定する老齢福祉年金をいう。以下同じ。）の受給権を有している者であって、次のいずれかに該当するもの（イに該当するものを除く。）</p> <p>(7) その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が、当該保険料の賦課期日（法第130条に規定する保険料の賦課期日をいう。以下同じ。）の属する年度分の住民税（令第22条の2第4項第2号に規定する市町村民税をいう。以下同じ。）が課されていない者（次号ア</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第10条 1の年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する者 37, 440円（基準額（介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項に規定する基準額をいう。以下同じ。）に100分の50を乗じて得た額）</p> <p>ア 老齢福祉年金（令第22条の2の2第7項に規定する老齢福祉年金をいう。以下同じ。）の受給権を有している者であって、次のいずれかに該当するもの（イに該当するものを除く。）</p> <p>(7) その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が、当該保険料の賦課期日（法第130条に規定する保険料の賦課期日をいう。以下同じ。）の属する年度分の住民税（令第22条の2第3項第2号に規定する市町村民税をいう。以下同じ。）が課されていない者（次号ア</p>

、第2号の2ア及び第3号アにおいて「住民税世帯非課税者」という。)

(イ) (現行に同じ。)

イ・ウ (現行に同じ。)

(2)～(15) (現行に同じ。)

2 (現行に同じ。)

、第2号の2ア及び第3号アにおいて「住民税世帯非課税者」という。)

(イ) (省略)

イ・ウ (省略)

(2)～(15) (省略)

2 (省略)